

業 務 概 要

令和 2 年度版（令和元年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 令和2年度運営方針	
6. 令和2年度年間行事予定	
II 令和元年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	6
(1)来所・定期相談	
(2)補装具・更生医療の判定	
(3)補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	8
(1)身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2)令和元年度の身体障害者手帳処理状況	
(3)令和元年度の市町村別発行件数	
(4)令和元年度末の所持者数	
(5)法第15条の規定による医師の指定について	
(6)手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	10
◇知的障害者更生相談所編	11
1. 相談と判定	
(1)相談	
(2)判定	
2. 判定書交付	
3. 会議、研修会	
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	14
(1)事業実績	
(2)精神保健福祉業務担当課長係長等会議	
(3)講師の派遣	
2. 普及啓発	15
(1)講演会	
(2)DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	16
(1)来所相談	
(2)電話相談	
4. 組織育成	19
(1)島根県精神保健福祉会連合会	
(2)島根県精神保健福祉協会	
(3)精神保健ボランティア組織	
(4)精神当事者連絡会	
(5)精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
5. 依存症対策関連事業	20
(1)アルコール依存症	
(2)ギャンブル等依存症	
6. 調査・研究事業	22
7. 自死対策推進センター事業	24
8. 自死遺族支援	25
9. 精神医療審査会	27
(1)精神医療審査会の審査事項	
(2)事務処理の流れ	

(3)精神医療審査会の審査状況	
10. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	29
(1)令和元年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2)令和元年度月別承認状況	
(3)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	
◇島根県ひきこもり支援センター編	31
(1)来所相談・電話相談	
(2)小集団グループ活動	
(3)ひきこもり家族教室	
(4)家族会支援	
(5)市町村等への技術支援・研修の実施	
(6)支援会議等	
(7)広報啓発	

III 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	35
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	36
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	37
(1)身体障害者手帳	
①市町村別：等級別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1市町村別：障がい別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2市町村別：障がい別：男女別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2)自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3)療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	48
(1)補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関	
(2)令和元年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3)令和元年度市町村別判定状況	

は　じ　め　に

島根県立心と体の相談センターの令和2年度版（令和元年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の三障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の三機能を合わせ持ったセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、15年が経過いたしました。

令和元年度は、前年度に引き続いて、ひきこもり支援に最も力を入れて取り組みました。当センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を開設後5年となり、ひきこもり相談の延べ件数は487件と、開設初年度の282件と比べ約1.7倍に増加しました。また、ひきこもり家族教室を年間で14回開催し、延べ136人の家族にご参加いただきました。さらに、県内の支援者に向けて、相談対応のスキルアップを図るための実践的研修も行っているところです。

ひきこもり支援と並んで、令和元年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、依存症対策です。その中でも、ギャンブル依存については、当センターで開発した認知行動療法プログラムを、個別相談、集団プログラムとして実施する他、このプログラムの使い方研修を、東京、大阪において、全国の精神保健福祉センター職員向けに開催するなど、先進的な取り組みができたと考えています。

例示したもの以外にも、当センターは、精神・知的・身体の三障がいについての業務について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

島根県立心と体の相談センター
所長 小原 圭司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことの目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿革

(身体障害者更生相談所)

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

(知的障害者更生相談所)

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
(平成10年 法律第110号)に基づき名称変更

(精神保健福祉センター)

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

(心と体の相談センター)

- 平成17年4月1日 上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置
(松江市東津田町 いきいきプラザ島根内)

3. 所在地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

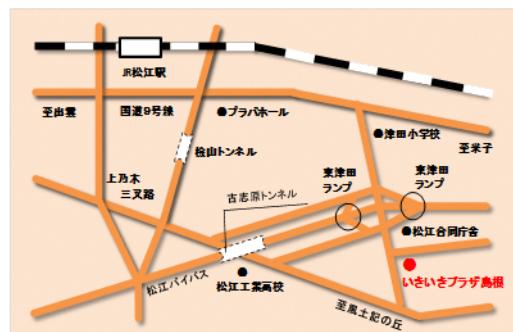
代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

FAX：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」

で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(令和2年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術（医師） 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・服務
危機管理
地域支援課長事務取扱
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 4、技術 2、会計年度任用職員 4

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、会計年度任用職員 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
ひきこもり支援センター業務（個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等）
自死対策推進センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職 員)	所 長（精神科医）	1
22名	副 所 長（事務職）	1
	保 健 師	1
	看 護 師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事 務 職	5
	会計年度任用職員	7
(嘱 託 医)	発達障害等相談等	1 (精神科医)
18名	精神医療審査会支援等	1 (精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6 (内1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	4 (児相と兼務)
(兼務職員)	※療育手帳の判定業務（18才以上新規）	
16名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	5
益田児童相談所判定保護課		4

5. 令和2年度心と体の相談センター運営方針

【センターの目標】

三障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、対象の方々の自立支援のために総合的かつ専門的な相談支援を行います。また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民の心の健康に関する中核的機関としての役割を果たします。

【基本指針】

- 1 職員一人一人が仕事を前向きに行えるよう、風通しがよく、相談しやすい環境を整え、働きやすい職場づくりに努めます。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、関係機関と連携を図り、円滑に業務を進めます。
- 3 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて支援を行い、相談に当たっては懇切丁寧に対応します。
- 4 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を的確に行います。
- 5 精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求の審査を適切に行います。
- 6 専門相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- 7 障がい福祉や心の健康への理解を深めるための広報を行います。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供を行います。

重点目標

- 1 職位、職種を超え、職員一人一人の意見を尊重し、意見表明や相談しやすい環境を整え、活力ある職場づくりを行う。また、障がい、育児、介護等配慮が必要な職員を積極的に支援する。
- 2 業務量の変動や各職員の負荷を常に意識し、影響を最小限に抑える。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するとともに、特別休暇や年次有給休暇、夏季休暇の取得が進むよう工夫し、職員の生活と仕事の充実が図られるよう取り組む。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の対応については、障がい福祉課をはじめとする関係機関と連携を図り、柔軟に業務を進める。
- 4 精神医療審査会の円滑な運営を行う。
- 5 手帳、自立支援医療及び補装具について、正確な審査判定処理を行うとともに、分りやすい資料・文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
- 6 ひきこもり支援センターの事業の推進に引き続き努めるほか、依存症など必要な支援も引き続き努める。
- 7 本庁及び関係機関と連携を図りながら、自死対策推進センターの着実な事業推進に努める。
- 8 個人情報の厳正な管理を徹底する。
- 9 相談支援は相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら、相手の立場に立って、正確な知識に基づき懇切丁寧に行う。

6. 令和2年度 年間行事予定

区分	事業名(開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①会議・研修会等													
アルコール関連問題 支援者研修会	地域セミナー、学校セミナー								27日 地域セミナー (松江、浜田)	17~18日 地域セミナー (福井)			
関係者セミナー													23~24日 (江津)
ギャンブル関連問題 (SAT-G)(毎月第4水曜日)	島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム	22日	27日	24日	22日	26日	23日	28日	25日	25日	23日	27日	24日
ギャンブル障がい支援スキルアップセミナー										8日 (浜田)			
ひきこもり支援 ひきこもり支援研修会(一般向け)	小集団グループ活動「クローバー」(第1.2.4木曜日) 小集団グループ活動「しきつめくさ」(毎月1回)	4、11、25 8日	2、9、30 10日	6、20、27 8日	3、10、24 19日	1、8、22 9日	5、12、26 14日	3、10、24 11日	7、14、28 9日	4、18、25 13日			4、11、25
ひきこもり支援 ひきこもり支援研修会(一般向け)	ひきこもり支援研修会(一般向け)									10日 (松江)			10日
家族教室(6箇域で開催)									松江 雲南 宍道 出雲	県央 宍道 宍道 宍道			27日 (出雲)
家族のつどい													
団体支援	島根県精神保健福祉社会連合会(家族会) 島根精神当事者連絡会 島根県精神保健ボランティア連絡協議会 島根県精神保健福祉協会 自死遺族のための相談会(随時開催) 自死遺族支援研修会	25日 理事会	30日 総会					26日 理事会	12日 精神保健福祉 大会(浜田市)				△ 理事会
自死対策 自死遺族支援	自死対策等関係機関研修会 ゲートキーパー指導者養成研修会 自死対策懇談会 自死遺族業務担当職員研修会 市町村障がい福祉業務担当職員実務指導(未定)								5日 (松江、浜田) ル関係者セミ ナーと同時開 催)				
市町村研修等											書面		

6. 令和2年度 年間行事予定

II 令和元年度事業実績 「身体障害者更生相談所編」

II 令和元年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（令和元年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	90	21	0	111

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする19医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具		更生医療		
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	521	256	1	557	0

補装具委託病院

III 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
(48ページ)

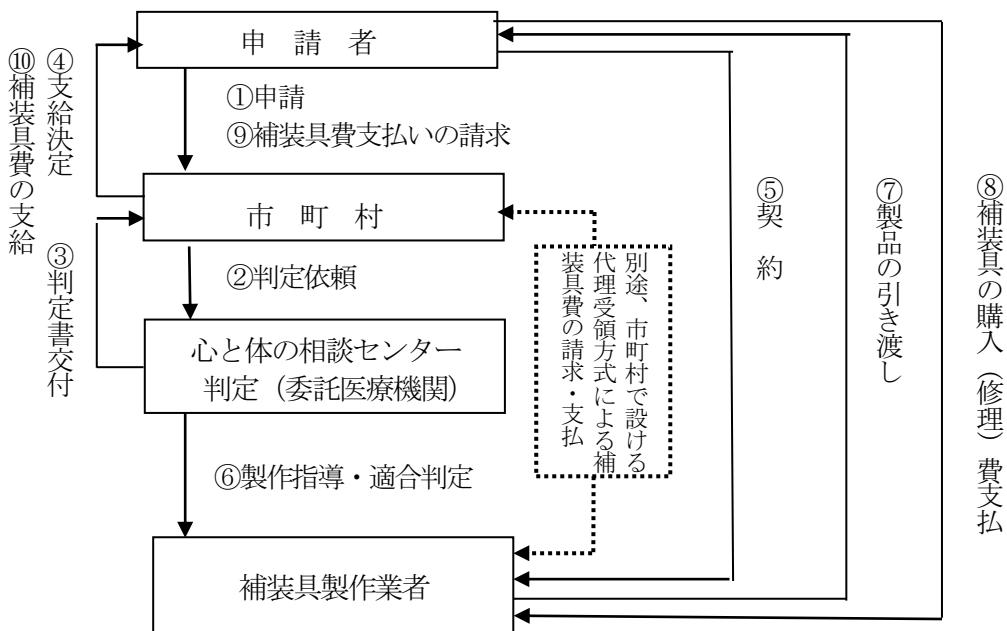
障害別の判定状況

III 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり
(49ページ)

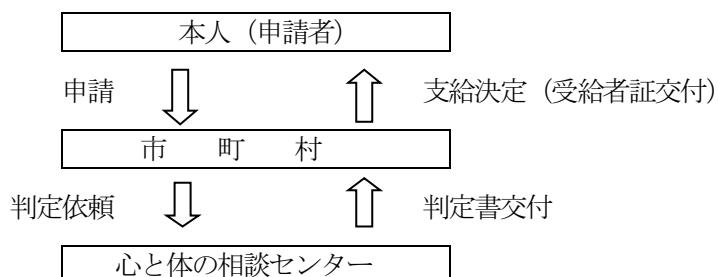
(3)補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



*書類判定 (嘱託医により実施)

○書類判定の内容

◇補装具

区分	判定回数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区分	判定回数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1)身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総件数	2,682	2,676	2,891	2,145	2,178
月平均	224	223	241	179	182

県本庁からの事務移管により、平成 5 年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。

身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(37~41 ページ)

(2)令和元年度の身体障害者手帳処理状況

令和元年度は、新規手帳の交付数が 1,310 件、死亡等による返還数が 1,682 件、県内等転入が 51 件、県外等転出が 77 件あった。

なお、令和元年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に 12 件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の 7 級の障がいが 1 つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」1 件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4 月	4/15	55	14	11	13	93
	4/26	53	8	16	10	87
5 月	5/15	42	14	10	10	76
	5/31	75	15	11	16	117
6 月	6/14	51	20	4	11	86
	6/28	55	13	6	8	82
7 月	7/12	58	19	6	13	96
	7/31	63	13	6	11	93
8 月	8/15	55	13	14	11	93
	8/30	54	13	13	15	95
9 月	9/13	39	16	12	12	79
	9/30	40	18	6	13	77
10 月	10/15	59	25	6	10	100
	10/31	52	15	6	11	84
11 月	11/15	62	17	5	8	92
	11/29	62	16	4	10	92
12 月	12/13	62	18	11	21	112
	12/27	54	18	8	8	88
1 月	1/15	52	18	10	10	90
	1/31	67	21	7	11	106
2 月	2/14	38	12	9	8	67
	2/28	59	17	6	11	93
3 月	3/13	46	18	10	11	85
	3/31	57	19	7	12	95
合 計		1,310	390	204	274	2,178

(3)令和元年度の市町村別発行件数

令和元年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7市合計の手帳発行数は全体の約83%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が8%、聴覚障害が11%、肢体不自由が29%、内部障害が52%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	268	161	45	33	29	30	29	78	131
出雲市	679	392	137	58	92	71	63	188	357
益田市	281	190	41	18	32	13	39	111	118
大田市	165	91	30	21	23	15	10	45	95
安来市	176	101	40	16	19	19	21	40	96
江津市	101	64	18	11	8	2	14	26	59
雲南市	147	87	28	14	18	10	22	33	82
奥出雲町	57	35	10	4	8	4	8	16	29
飯南町	32	22	3	2	5	2	4	7	19
川本町	12	8	2	1	1	1	1	3	7
美郷町	20	14	1	1	4	1	1	6	12
邑南町	54	30	11	6	7	4	4	18	28
津和野町	61	34	9	5	13	3	4	17	37
吉賀町	43	31	6	2	4	3	12	14	14
海士町	9	2	4	3	0	1	1	5	2
西ノ島町	15	12	1	1	1	0	3	4	8
知夫村	1	1	0	0	0	0	0	0	1
隠岐の島町	57	35	4	8	10	2	12	16	27
合 計	2,178	1,310	390	204	274	181	248	627	1,122

(4)令和元年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり（37～41ページ）

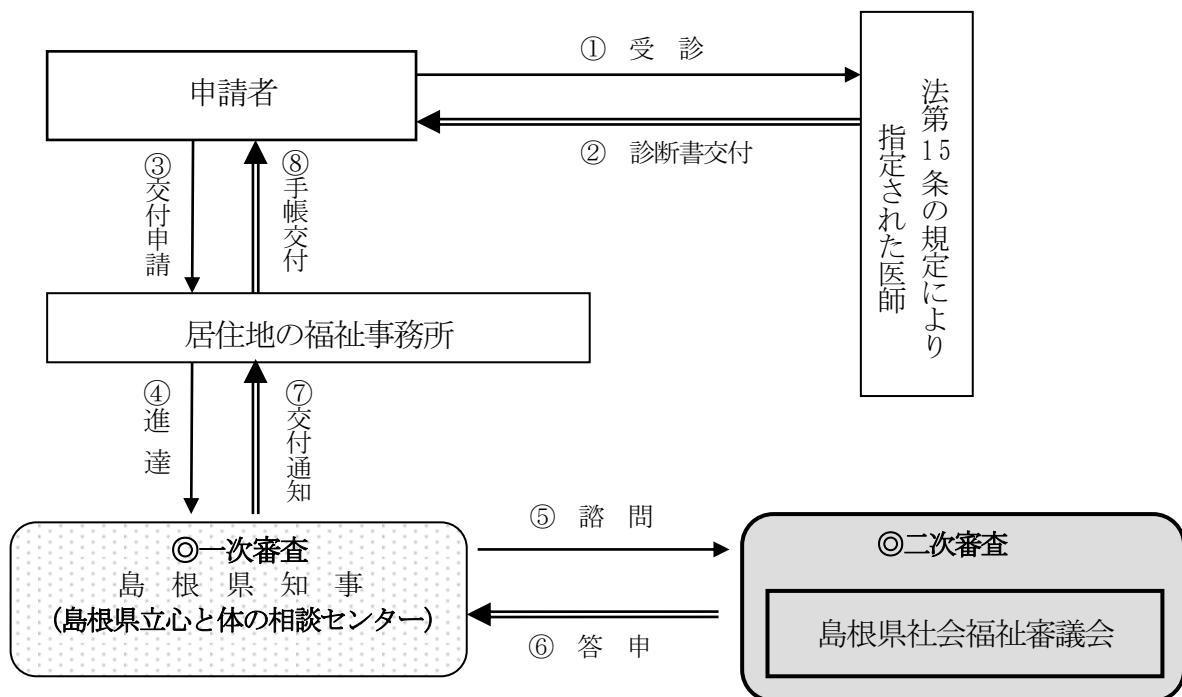
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H11年度～R1年度）

(5)法第15条の規定による医師の指定について

令和元年度においては、法第15条の規定による新規指定が20名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、771名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査を
いう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について
委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に
諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠く
と認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手
続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：35名
日 時：令和元年5月17日（金） 9時30分～16時
場 所：いきいきプラザ島根 401研修室

(2) 西部会場 参加人員：21名
日 時：令和元年5月29日（水） 9時30分～16時
場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相 談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。令和元年度の受付は295件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が119件、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が176件であった。療育手帳に関するものが全体の4割弱を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、令和元年度は119件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判 定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

令和元年度は390件の判定を行い、そのうち医学的判定が25件、心理学的判定が364件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が210件と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が157件である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっている。

令和元年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件 数	備 考
障害支援区分に関する判定	0 件	
療育手帳に関する判定	210 件	
その他	157 件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	367 件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。そのため療育手帳交付件数は減少している。

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：35名

日 時：令和元年5月17日（金） 9時30分～16時

場 所：いきいきプラザ島根 401 研修室

(2) 西部会場 参加人員：21名

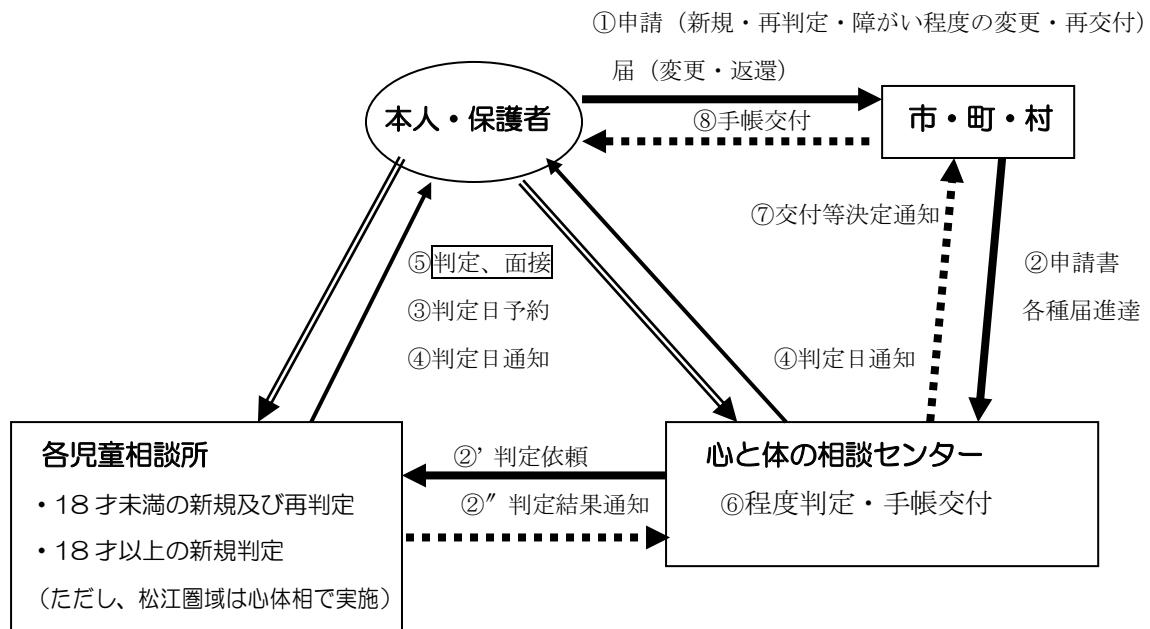
日 時：令和元年5月29日（水） 9時30分～16時

場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 令和元年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱実人数	相談内容								判定内容						判定書交付件数				
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害支援区分	療育手帳	その他計	計	
来所	275	0	0	0	0	0	0	119	176	295	18	249	0	1	268	0	97	151	248
巡回	119	0	0	0	0	0	0	114	5	119	7	115	0	0	122	0	113	6	119
計	394	0	0	0	0	0	0	233	181	414	25	364	0	1	390	0	110	157	267

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事 項	様 式	備考・留意事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・手帳交付申請（新規・再判定・障がい程度の変更・再交付） ・記載事項変更届 ・返還届 	様式第1号 様式第6号 様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への制度・必要書類等の説明 ・判定日予約、判定会場の説明 ・松江地区以外の新規判定は各児相 ・書類判定あり
②	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書進達 ・各種届進達 	要領様式1	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名等の確認
②'	・児童の判定依頼	要領様式2	・各管轄児童相談所への判定依頼
②''	・判定結果通知	要領様式3	
③	・判定日予約		・申請者への案内
④	・判定日通知		・申請者への通知
⑤	・判定、面接		・心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	・程度判定 手帳交付等決定		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・交付等決定 ・非該当通知 ・障がい程度確認通知 	要領様式4 様式第4号 様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への連絡
⑧	・手帳交付		・該当者への交付

(注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。

2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死闇連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所				5	3					2	10
市町村			1	5		7				3	16
医療施設				5							5
障害者支援施設				4						2	6
社会福祉施設				4							4
その他	1		1	9		11		1		9	32
計	1		2	32	3	18		1		16	73

(2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との会議に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年月日	内 容
令和2年3月4日 ※Web開催	・令和2年度事業について ・事業の見直し及び新規事業について(ピアサポートー等活用事業／クロザビン治療支援／医療連携促進／その他) ・情報提供 ・情報交換

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
令和元年5月29日	大田市青少年育成市民会議（ひきこもり）
7月16日	心の健康相談（心の健康づくり）
7月19日	よりそいネットまつえ ひきこもり研修（ひきこもり）
7月22日	新任保健師等研修会
7月30日	新任養護教諭研修会
8月22日	松江市社会福祉協議会研修会
9月17日	大田市圏域精神保健福祉関係者等研修会
11月1日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修（ギャンブル）
11月11日～12日	こころの健康相談
11月22日	雲南市ひきこもり支援研修（ひきこもり）
11月27日	大田市事例への助言（ひきこもり）
12月2～3日	隱岐圏域ギャンブル障がい支援スキルアップセミナー（ギャンブル）
12月4日	松江市社会福祉協議会 困難事例検討会
12月5日	地域生活相談事業一般相談員研修（ひきこもり）
12月6日	地域生活定着支援センターアドバイザーミーティング
12月6日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修（ギャンブル）
12月9日	奥出雲町社協ひきこもりサポーター養成研修会（ひきこもり）
令和2年1月11日	益田圏域ギャンブル依存研修会

1月 22 日	生活困窮者自立支援事業担当者会議（ひきこもり）
1月 24 日	松江刑務所薬物依存離脱指導(薬物)
1月 29 日	島根県消費者金融等被害防止対策会議（ギャンブル）
1月 31 日	松江保護観察所 SAT-G ライト研修（ギャンブル）
2月 6 日	出雲市民生委員研修（ひきこもり）
2月 13 日	障がい者虐待防止・権利擁護研修

2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

- ## ○ アルコール関連問題地域セミナー

【第1回】

日 時 令和元年 11 月 29 日 (金) 10:25~12:05

会 場 島根大学 教養講義室棟

参加者 島根大学 学生(32名)、教職員

内 容 • 講義「酒と健康」

講 師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原 志伸 氏

・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

發表者 島根県断酒新生会 会員

会昌家族

【第2回】

日 時 令和元年1月30日(土) 14:00~15:40

会場 ひらた健康福祉センター 2階軽運動室

参加者 出雲市健康づくり推進員(45名)

・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」

發表者 島根県販賣新生会 会員

・講演「アルコールが心と体に与える影響」

講 師 松江赤十字病院 精神神経科 部長 室津和男 氏

(2) DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他 関係機関	一般	計
依存症					8	8
心の健康		7			9	16
精神保健一般					3	3
ひきこもり				3		3
計		7		3	20	30

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

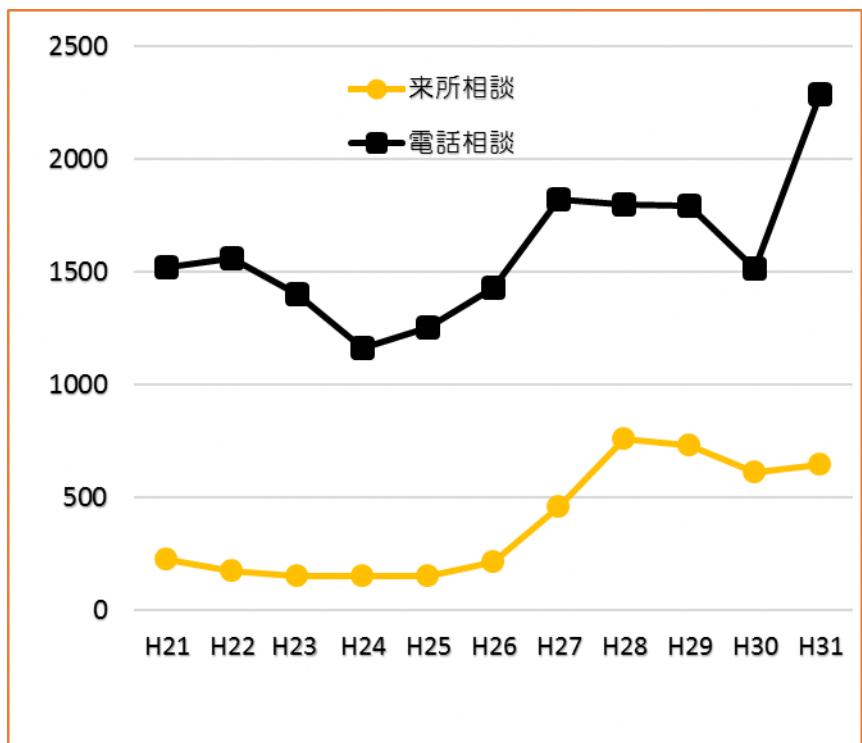
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H21	87 (延 226)	1,522
H22	76 (延 175)	1,561
H23	106 (延 154)	1,404
H24	102 (延 153)	1,166
H25	96 (延 152)	1,255
H26	103 (延 217)	1,431
H27	165 (延 458)	1,826
H28	207 (延 763)	1,801
H29	231 (延 733)	1,797
H30	184 (延 612)	1,500
H31	163 (延 648)	2,288



（1）来所相談

① 相談対象者内訳

	相 談			診 療 (再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	140	23	163	1	0
延べ人数	491	157	648	1	0

② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
121	3	6	10	1	22	163

③相談内容

相 談 内 容		実人数	延べ人数
老人精神保健		0	0
社会復帰		1	1
アルコール関連問題		2	2
薬物関連問題		4	9
ギャンブル関連問題		52	109
ゲーム		2	5
思春期精神保健	不登校	5	15
	不登校以外の学校に関する問題	3	4
	精神症状・身体症状	2	9
	その他	0	0
心の健康	精神症状・身体症状	58	264
	仕事や職場の悩み	27	218
	家族関係や家庭に関する悩み	5	6
	家族・職場以外の人間関係の悩み	0	0
	嗜癖	1	4
	その他	1	2
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態		0	0
摂食障害		0	0
てんかん		0	0
その他		0	0
合 計		163	648

④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	11
医療機関紹介	7
保健所紹介	1
その他の機関紹介	8
センターで援助	104
他機関と並行で援助	32
合 計	163

(2) 電話相談

①相談者別件数

内訳	男性	女性	合計
本人	851	1,120	1,971
親	25	152	177
配偶者	4	29	33
子	6	13	19
同胞	8	13	21
その他の親族	4	7	11
友人・同僚等	4	10	14
関係機関	3	10	13
その他	18	11	29
合計	923	1,365	2,288

②相談内容別件数

相談内容	件数	割合 (%)
老人精神保健	7	0. 3
社会復帰	6	0. 2
アルコール関連問題	22	1. 0
薬物関連問題	7	0. 3
ギャンブル関連問題	113	4. 9
ゲーム	8	0. 4
思春期精神保健	不登校	14
	不登校以外の学校に関する問題	8
	精神症状・身体症状	23
	その他	21
心の健康	精神症状・身体症状	1,164
	仕事や職場の悩み	147
	家族関係や家庭に関する悩み	258
	家族・職場以外の人間関係の悩み	130
	嗜癖	16
	その他	220
幼児期・学童期の問題	2	0. 1
うつ・うつ状態	64	2. 8
摂食障害	2	0. 1
てんかん	0	0
その他	56	2. 4
合計	2,288	100. 0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。

平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

令和1年3月末現在の会員数は34団体248人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

令和元年度の会員数は、1,428（団体40、個人1,388）であった。

【事業実績】

①第51回島根県精神保健福祉大会の開催

日時 令和元年11月12日（火） 13:00～16:00

場所 石央文化ホール（浜田市）

内容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「開かれた対話性～多様で豊かな声が心配事を減らす」

講師 兵庫県立大学環境人間学部

准教授 竹端 寛氏

○体験・活動発表 「“働きたい”からつながるこころの輪

～S・IPSの活動から生まれるもの～」

参加者 約280名

②精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

28名1団体を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③「しまねの精神保健福祉 VOL.48」の発行

発行 令和2年3月 2,100部

特集 「しまねの精神保健福祉」を歩く

配布先 会員、関係機関・団体・医療機関

④助成金の交付

助成対象 7団体7事業の啓発普及活動

助成額 527,628円

(3) 精神保健ボランティア組織

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成された。また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけており、各ボランティア組織間で相互の連携と交流を重ねながらボランティア活動を展開されており、令和2年4月1日現在、6組織が活動している。当センターはボランティア組織活動への側面的支援を行っている。

「松江ほほえみの会」	松江圏域
「出雲ほほえみの会」	出雲圏域
「つくしの会」	雲南圏域
「のぞみの会」	浜田圏域
「こもれび」	益田圏域
「さくらんぼの会」	隠岐圏域

(4) 精神当事者連絡会

令和2年4月1日現在、県内の当事者の自助グループの会は7カ所ある。現在、自主的に当事者の間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各グループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を実行している。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉社会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市、平成23年度は大田市、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市で開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行った。平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心を開催され、平成29年度は大田市、平成30年度は雲南市、令和元年度は益田市で開催された。

5. 依存症対策関連事業

(1) アルコール依存症

① アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

「依存症対策総合支援事業」により、アルコール依存症に関する普及啓発を目的に本セミナーを開催した。

主 催 島根大学（第1回） 出雲市（第2回） 島根県出雲保健所（第2回）
島根県立心と体の相談センター

共 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【第1回】

日 時 令和元年11月29日（金） 10：25～12：05

会 場 島根大学 教養講義室棟

参 加 者 島根大学 学生（32名）、教職員

内 容 ・講義「酒と健康」

講 師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原 志伸 氏

・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 島根県断酒新生会 会員

会員家族

【第2回】

日 時 令和元年1月30日（土） 14：00～15：40

会 場 ひらた健康福祉センター 2階軽運動室

参 加 者 出雲市健康づくり推進員（45名）

内 容 ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」

発表者 島根県断酒新生会 会員

・講演「アルコールが心と体に与える影響」

講 師 松江赤十字病院 精神神経科 部長 室津和男 氏

② アルコール関連問題関係者会議

「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」により民間団体と協働で本会議を開催し地域関係機関のアルコール依存症支援の向上に向けた取り組みを行った。

主 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター

日 時 令和元年9月6日(金) 14:00~17:00

会 場 玉湯公民館 2階大会議室

参 加 者 断酒会、医療機関、福祉関係機関、市町村、保健所等(110名)

内 容 テーマ「アルコール依存症の回復支援～様々な立場の取り組みから考える～」

座長：安来第一病院 名誉院長 竹下久由氏

1) シンポジウム

安陪内科医院 院長 安陪 隆明 氏

こなんホスピタル 臨床心理士 森 敬子 氏

広島マック 施設長 小玉 正平 氏

島根県断酒新生会 元理事長 杉浦 勝栄 氏

2) 質疑応答・意見交換

(2) ギャンブル等依存症

当センターでは、平成18年度からギャンブル等依存症に関する知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会等を実施してきた。更に、ギャンブル等依存症当事者への支援の充実のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称、SAT-G）を開発し、平成27年11月から運用を開始している。平成30年度より「依存症対策総合支援事業」によるギャンブル等依存症相談拠点となり、相談支援及び普及啓発、人材育成の強化に取り組んでいる。

① ギャンブル関連問題関係者セミナー

日 時 令和元年10月2日(水) 13:30~16:00

会 場 島根県民会館 3階大会議室

参 加 者 関係機関等(69名)

内 容 1) 講演「ギャンブル障がいと借金問題への適切な対処」

講師 NPO法人ワンデーポート 理事長(司法書士) 稲村 厚氏

2) グループワーク

② ギャンブル等依存症支援スキルアップセミナー

日 時 令和元年11月6日(水) 13:30~16:00

会 場 松江合同庁舎 601会議室

参 加 者 関係機関等(48名)

内 容 「SAT-G ライトを活用したギャンブル等依存症支援」についての講義と演習

講 師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

③ SAT-G集団プログラム

日 時 毎月第4水曜日 13:30~15:30

会 場 心と体の相談センター 多目的室

内 容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム

参 加 全12回 延べ 106名(実数 33名)

④ リーフレットの作成

ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と県内の相談機関・専門医療機関・自助グループの周知を目的にリーフレット「ギャンブルの楽しみ方で悩んでいませんか?」を作成し、関係機関への配布と合わせ当センターホームページにて掲載した。

6. 調査・研究事業

「重複障がいのあるギャンブルー向け支援プログラムの開発と効果検証」

(1) はじめに

当センターは、2015 年に認知行動療法を用いたギャンブル障がい支援プログラムである SAT-G を開発した。¹⁾SAT-G を導入してからギャンブル障がいの相談が飛躍的に増加した一方で、他機関からギャンブル障がいに加え他の疾患や障がいが併存している者（以下、重複障がい者）の紹介が急増した。重複障がい者へ SAT-G を実施していく中、「分かりやすいプログラム」でありかつ、依存症支援に不慣れな支援者でも「容易に実施できるプログラム」の開発が課題となつたことから、2018年1月に SAT-G の簡略版である SAT-G ライトを開発し運用を開始した。本稿では SAT-G ライトの効果を検証し考察を加えていく。

(2) SAT-G ライトの概要

- SAT-G を簡略化したプログラムで、ワークブックを用いて、全3回のセッションを月1回実施する。
- ワークブックの内容は、分かりやすい表現でまとめ、ワークブック内の課題は「記述式」より「選択式」を増やし、当事者と支援者双方が取り組みやすいものとなっている。
- プログラムの実施方法は、ワークブックの読み合わせと課題への取り組みが中心の構成的なプログラムで、専門性の有無を問わず実施可能なプログラムである。

(3) 調査の概要

- ①対象 2018.1～2018.12 に SAT-G ライトを開始した者の内、以下①～③の全てに該当し、本調査の趣旨を説明し同意が得られた者。

- 〈1〉 ギャンブルによって経済面又は生活面で問題が生じている
- 〈2〉 ギャンブル障がい以外の精神疾患又は障がいの診断（又は判定）を受けている
(治療中の者は主治医の同意確認後、当センターで受理会議を開催し参加の可否を決定)
- 〈3〉 地域の支援者がプログラムに同伴できる

②調査内容

SAT-G ライトを地域支援者同席の上で個別面接にて実施し、以下について自記式調査を行つた。

- プログラム開始前・終了時における直近1ヶ月のギャンブルの以下の状況：
頻度（1ヶ月に通った回数）、時間（1回あたりにかけた時間）・金額（1ヶ月に費やした金額）
- プログラム開始前と終了時の心の健康状態：PHQ-9（※）を使用
(※) プライマリケア医が日常診療において遭遇する機会が多い8種類の精神疾患の診断・評価ができるようになっている PHQ の中から、大うつ病性障害に関わる 9 つの質問項目を抽出して作成された質問票。スコアの高さによって、症状レベルを評価するもので、認知行動療法の効果指標としても使用されている。²⁾
- プログラム終了時の感想：プログラムを受けて良かった点・悪かった点等

(4) 結果

①対象者について

- 対象者は 8 名で、ギャンブル障がいとの重複障がいは、知的障がい（3名）、統合失調症（2名）、物質使用障がい（2名）、その他（3名）であった。（複数の診断が重複している事例あり。）
- 依存していたギャンブル種目は、全てパチンコ又はパチスロであった。
- プログラムに同伴した支援者は、病院相談員、相談支援専門相談員や生活困窮者支援担当者、生活保護担当者、入所施設職員、市の保健師と様々な職種であった。

②プログラム実施結果

- 対象者全員がプログラムを中断せず終了し、ギャンブルの状況にも改善が見られた。（表1）
- 心の健康状態は、6名から回答が得られ、4名は改善が見られ、悪化は2名であった。悪化

した者の内、大うつ病性障がいが存在する可能性の閾値とされる10点以上のエリアで悪化が見られた者は1名であった。(表2)

- ・10点以上のエリアで悪化が見られた者と、そうでない者を比較すると、プログラム終了時に日中ギャンブル以外の新たな活動の場を見いだせたかどうかで違いが見られた。
- ・プログラム終了時の感想は、そのほとんどがプログラム受講に肯定的な意見であった。

(表3)

(5) 考察

- ・SAT-Gライトは、ギャンブルへののめり込みの改善に寄与するものと考える。
- ・一方、ギャンブルから距離がとれた後も、併存する疾患や障がいに伴う生活のしづらさは残ることから、「ギャンブルから離れた後の過ごし方の整理」「プログラム終了後も引き続いた相談支援」といったケースワーク的な要素がプログラム実施に必要となってくると思われる。
- ・このことから、重複障がい者へケースワークで関わる機会がある、障がい者や生活困窮者の相談支援機関において、SAT-Gライトが実用的ではないかと考える。
- ・また、精神保健福祉センターでプログラムを実施するにあたっては、プログラム終了後の支援を見据え、地域の支援機関と協働でプログラムを実施していくことが望ましいと考える。

(6) 今後の課題と取り組み

- ・2019年4月に国からギャンブル等依存症対策推進基本計画が示され、今後は各機関の専門性を活かし、地域で連携してギャンブル障がい支援に当たることが求められている。
- ・当センターでは、ギャンブル障がい支援について関係機関からの紹介が増えている現状にあり、今後は、地域関係機関の対応力の向上が課題と言える。
- ・これに対し当センターでは昨年度より、①SAT-Gライトの使い方研修の開催と、②SAT-Gライトを地域の支援者と協働で実施するなど、SAT-Gライトの普及を図り、地域の対応力向上につとめており、今後更にこの取り組みを推し進めていくこととしている。

表1

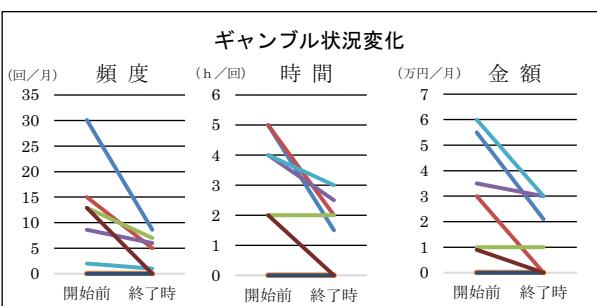


表2

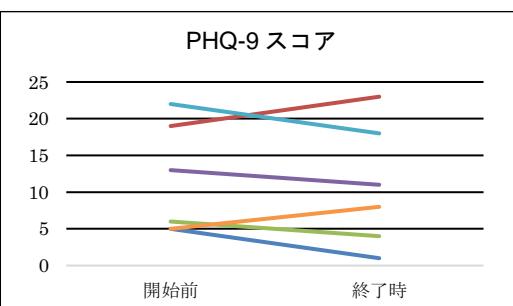


表3

プログラム終了時の感	
プログラムを受けて良かったこと	プログラムを受けて悪かったこと
<ul style="list-style-type: none"> ・(プログラム期間中、相談員に)電話ができたこと ・カレンダーにギャンブルの記録をつけたことにより素直になれた ・あれはダメ、これはダメというような否定的な返事がなく、あるがままの自分をさらけ出すことができた ・ギャンブルについてとても深く話ができる、とても勉強になった ・ギャンブル問題が客観的に見えたこと ・パチンコに対しての無力感が分かった ・ギャンブルやお金にまつわる色々な価値観があると分かった ・より一層止める決意が強まった ・パチンコから意識が遠のいた 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし (6名) ・ギャンブルをした日がなくならなかった ・ギャンブルにのめり込めないようになる不安

(参考文献)

- 1) 小原圭司・佐藤寛志、「ギャンブル依存症」に対する認知行動療法プログラム～島根県における取り組み～（公衆衛生情報 Vol. 47, /No. 4 2017 16-17）
- 2) 村松公美子, Patient Health Questionnaire(PHQ-9, PHQ-15)日本語版および Generalized Anxiety Disorder-7 日本語版 -up to date- (新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究 2014. vol. 7 35-39)

- (7) 研究発表 第60回（令和元年度）島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
第65回（令和元年度）中国地区公衆衛生学会にて発表した。
第55回（令和元年度）全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

7. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

①目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

②圏域連絡調整会議

令和元年12月5日（木）10：00～12：00（大田）参加者39名

③人材育成研修

<主催>

1) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」参加者37名

日時：1日目 令和元年6月14日（金）10:00～16:30

2日目 令和元年6月15日（土） 9:30～15:50

会場：出雲保健所

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「つなぐ」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：MHFA-J（メンタルヘルス・ファーストエイドジャパン）公認トレーナー・インストラクター

2) 「自死対策等関係機関研修会」（ギャンブル関連問題関係者セミナーと兼ねて開催）

日時：令和元年10月2日（水） 13:30～16:00 参加者69名

会場：島根県民会館 3階大会議室

対象：ギャンブル関連問題に関わる機関（保健、医療、福祉、司法、消費者問題、自助グループ、行政等）

内容：・講演「ギャンブル障がいと借金問題への適切な対処」

講師 NPO法人ワンデーポート

理事長（司法書士） 稲村 厚 氏

・グループワーク

<講師派遣>

○新任保健師等研修会

主催：島根県健康推進課

日時：令和元年7月22日(月)

対象：市町村職員あるいは県職員として採用後1年目までの保健師・管理栄養士

○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：令和元年7月30日(火)

対象：新規採用養護教諭

④普及啓発

○リーフレットの作成

①当センター作成のストレスチェックリーフレット「『助けて』って言っていいんだよ」を活用した自死予防啓発活動を実施した。(令和元年8月改訂、20,000部作成)

②自死予防リーフレット「大切な人・身近な人に心を開いてもらう方法～自死を防ぐためにあなたができること～」を作成、学生などの若年者向けの自死予防啓発活動を実施した。

○教材作成

ゲートキーパー手帳

保健所、市町村でのゲートキーパーとなる人材を養成する研修時の資料として作成、またHPに掲載。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

8. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月、平成30年7月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

・平成19年8月

島根県自殺総合対策庁内連絡会設置

所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施

・平成19年12月22日

島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催

・平成20年1月28日

同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催

・平成20年3月22日

「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催

・平成24年4月

遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい(分かち合いの会)」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動す

る自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成 24 年度で終了とした。

※ 平成 25 年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成 27 年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

(2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況

目的　自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会 場　いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主 催　心と体の相談センター

相談員　司法書士1名、相談判定課職員1～2名、

開催日　随時（相談者の希望に応じて調整）

実 績　相談件数0件（令和元年度）

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

・開設時期　平成 20 年 2 月

・受付時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

・実 績　13 件（令和元年度）

(4) 令和元年度自死遺族支援研修会

日時：令和元年 12 月 5 日（木）13:30～15:30 参加者 59 名

場所：あすてらす 研修室 1

対象：行政職員、精神保健分野の専門職、島根県自死総合対策連絡協議会構成団体に属する者、その他関係機関職員、自死遺族支援に関する団体の関係者等

内容：・講演「変わらない想い～遭いたい～」

　　講師　弁護士 佃 祐世 氏

・自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹 の紹介

　　代表 桑原 正好 氏

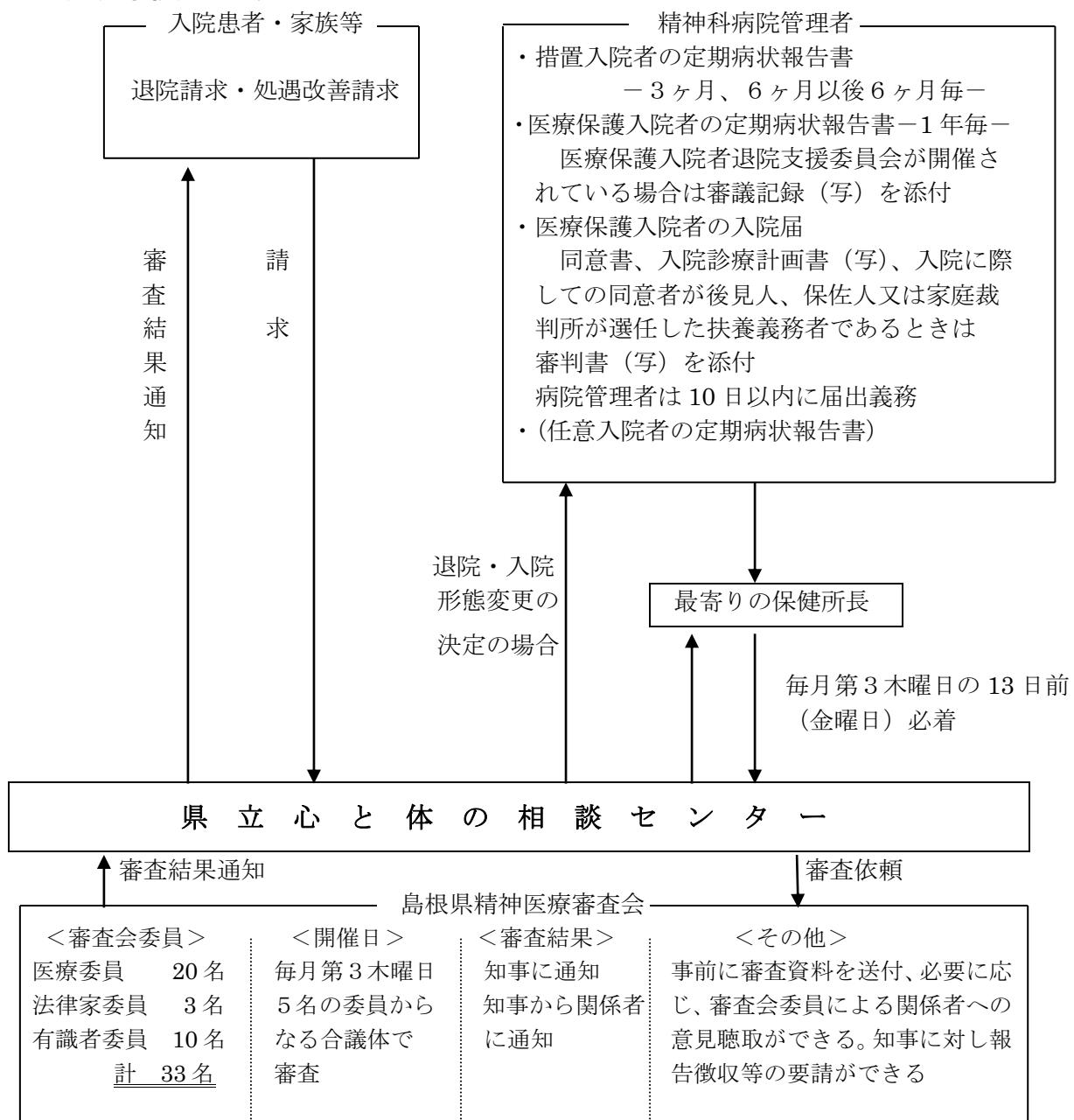
9. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

①定期の報告等

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出					
27年度	1,208	1,208	0	0	0
28年度	1,325	1,325	0	0	0
29年度	1,163	1,163	0	0	0
30年度	1,239	1,239	0	0	0
R元年度	1,276	1,276	0	0	0
入院中の定期病状報告	医療保護入院	854	854	0	0
	27年度	898	898	0	0
	29年度	801	801	0	0
	30年度	787	787	0	0
	R元年度	805	805	0	0
期病状報告	措置入院	8	8	0	0
	27年度	13	13	0	0
	29年度	15	15	0	0
	30年度	10	10	0	0
	R元年度	14	14	0	0
合計					
27年度	2,070	2,070	0	0	0
28年度	2,236	2,236	0	0	0
29年度	1,979	1,979	0	0	0
30年度	2,036	2,036	0	0	0
R元年度	2,095	2,095	0	0	0

②退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は処遇が適当	他の入院形態への移行が適当	入院又は処遇は不適當
退院の請求					
27年度	22	22	22	0	0
28年度	20	17	17	0	0
29年度	17	15	15	0	0
30年度	18	18	18	0	0
R元年度	25	22	22	0	0
処遇改善の請求					
27年度	7	6	6	0	0
28年度	4	4	4	0	0
29年度	3	3	3	0	0
30年度	8	7	7	0	0
R元年度	9	9	9	0	0
合計					
27年度	29	28	28	0	0
28年度	24	21	21	0	0
29年度	20	18	18	0	0
30年度	26	25	25	0	0
R元年度	34	31	31	0	0

10. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

(2) 令和元年度月別承認状況

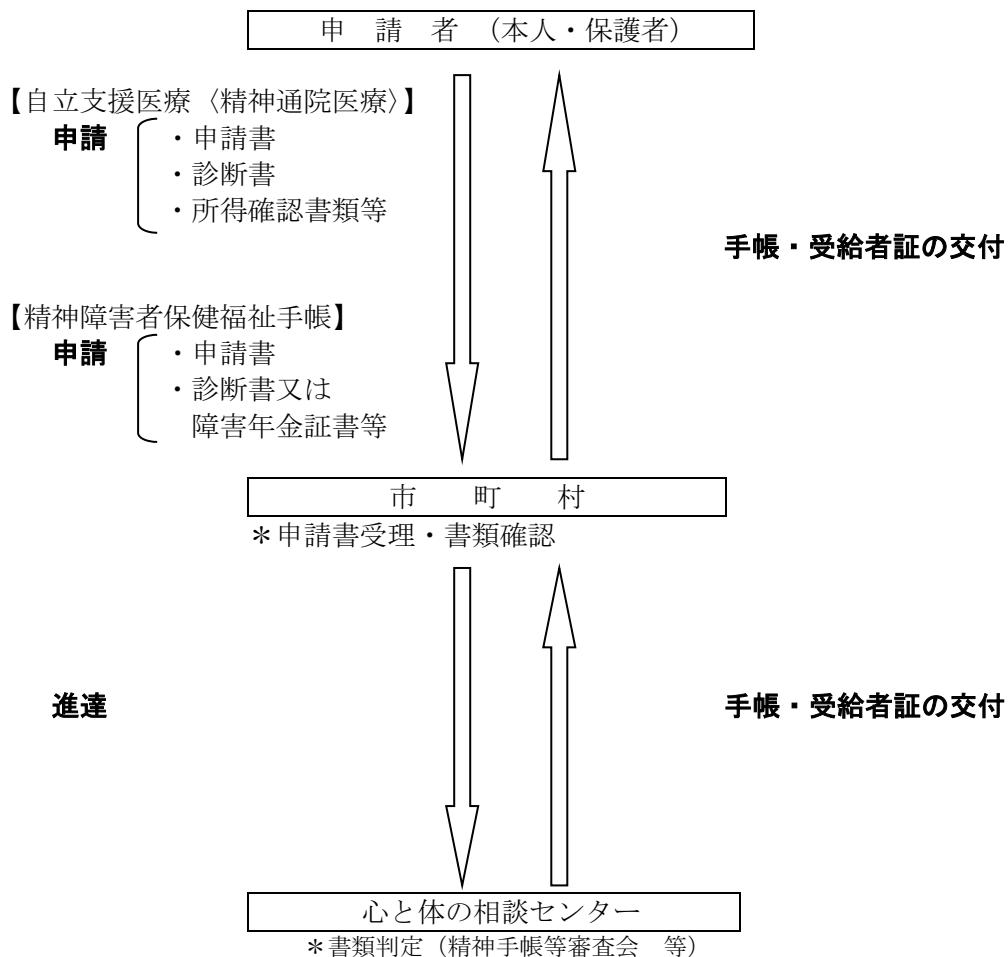
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療 承認件数
	承認件数	うち診断書	
4 月	434	256	1,890
5 月	277	138	1,078
6 月	407	278	1,992
7 月	219	164	1,317
8 月	348	180	1,234
9 月	336	219	1,598
10 月	284	179	1,288
11 月	375	198	1,242
12 月	298	196	1,160
1 月	347	211	1,580
2 月	302	227	2,076
3 月	399	213	1,717
計	4,026	2,459	18,172

（令和 2 年 6 月 30 日作成）

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



「島根県ひきこもり支援センター編」

◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成 25 年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は 1,040 人であった。また、男性が多く 40 歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成 27 年 4 月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

(1) 来所相談・電話相談

①ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
来所・実人数	69	88	112	84	85
来所・延人数	282	478	532	444	487
電話相談	96	103	140	50	110

*精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

*ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね

6 ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

②相談対象者の内訳

年齢階層	10 代	来所・実人数			来所・延人数
		男性	女性	計	
年齢階層	10 代	9	3	12	33
	20 代	28	2	30	211
	30 代	20	8	28	165
	40 代	10	2	12	69
	50 代以上	3	0	3	9
計		70	15	85	487

(2) 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

① クローバー

対 象 主としてひきこもりの悩みを抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎月第 1 、第 2 、第 4 木曜日 13:30~15:30

プログラム ストレッチ（3B 体操）、レザークラフト、SST など

<開催状況>

開催回数	37回
登録実人数	15人
参加延人数	216人
平均参加人数	5.8人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31歳~	合計
男性	0	3	5	5	13
女性	0	0	1	1	2
計	0	3	6	6	15

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
7	7	0	0	1	15人

②しろつめくさ

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられ、平成 29 年度から、女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性

開催日 月 1回 13:30~15:30

プログラム 手芸作品づくり、塗り絵、お菓子作りなど

<開催状況>

開催回数	12回
登録実人数	4人
参加延人数	25人
平均参加人数	2.1人

<登録者の年齢内訳>

16~20歳	21~25歳	26~30歳	31歳~	合計
0	0	3	1	4人

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
3人	1人	0人	0人	4人

(3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

会場		開催日	参加人数	延参加人数
松江 (いきいきプラザ 島根)	第1回	R1. 8. 26	20 名	49 名
	第2回	R1. 9. 20	13 名	
	第3回	R1. 11. 1	16 名	
出雲 (出雲保健所)	第1回	R1. 7. 19	21 名	43 名
	第2回	R1. 9. 10	11 名	
	第3回	R1. 10. 18	11 名	

浜田 (浜田保健所)	第1回	R1. 8. 19	8名	26名
	第2回	R1. 9. 25	8名	
	第3回	R1. 10. 30	10名	
益田 (益田合庁)	第1回	R1. 8. 20	4名	8名
	第2回	R1. 9. 24	3名	
	第3回	R1. 10. 29	1名	
雲南 (雲南保健所)	第1回	R1. 7. 31	5名	5名
県央 (川本合庁)	第1回	R1. 7. 23	5名	5名
			参加延人数合計	136名

※雲南、県央地区は第一回のみの開催とし、第二回目以降を希望される方には他圏域会場へ合流した。

※R1 隠岐会場は個別相談会を実施

(4) 家族会支援

①島根家族会への運営支援

平成 26 年 5 月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加> 計 12 回 毎月の例会に参加

②家族のつどい開催

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

	開催日	参加人数
松江会場 (いきいきプラザ島根)	R1. 5.10 (金) 13:30～15:30	5家族 5名
	R2. 2. 5 (水) 13:30～15:30	1家族 1名
		延べ参加人数 : 6名
出雲会場 (出雲保健所)	R1. 4. 26 (金) 13:30～15:30	なし
	R2. 1. 28 (火) 13:30～15:30	4家族 4名
		延べ参加人数 : 4名
浜田会場 (浜田保健所)	R1. 5. 21 (火) 13:30～15:30	2家族 2名
	R2. 2. 17 (月) 13:30～15:30	2家族 3名
		延べ参加人数 : 5名
益田会場 (益田保健所)	R1. 5. 22 (水) 9:30～11:30	3家族 3名
	R2. 2. 18 (火) 9:30～11:30	なし
		延べ参加人数 : 3名

(5) 市町村等への技術支援・研修の実施

①困難事例等に関する市町村への技術援助

電話による助言 2回 事例検討会、ケース協議 2回

②支援従事者研修会

目的 講義や演習を通してひきこもり支援への理解を深め、今後のひきこもり支援の向上を図る。

【西部会場】

日 時 令和元年 10 月 16 日 (水) 11:10～16:00

会 場 浜田合同庁舎 大会議室

内 容 ①講義 「ひきこもりに関する理解と支援の流れ
～中高年層の支援、発達障がいの視点から～」

講師 鳥取県立精神保健福祉センター所長 原田豊氏
②事例検討と意見交換
参加者 48名

【東部会場】

日 時 令和2年1月20日（月） 13:30～15:45
会 場 いきいきプラザ島根 403 研修室
内 容 ①講義「家族支援～継続面接のための3つのコツ～」
講師 島根県立心と体の相談センター所長 小原圭司
参加者 32名

(6) 支援会議等

①島根県ひきこもり支援連絡協議会

目 的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）
構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など

	場所	日時	参加機関（人数）
代表者会議	島根県庁6階 講堂	R1.7.12 (13:30～15:30)	38機関（48名）
実務担当者会議	テクノアークしまね	R1.12.11 (13:30～14:00)	30機関（34名）

②ひきこもり支援担当者会議

目 的 ひきこもり支援に関して各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催した。
日 時 令和元年11月15日（金） 13:30～15:30
会 場 松江合同庁舎601会議室
参加者 45名（市町村担当課、社会福祉協議会、子ども若者総合相談窓口、保健所等）

(7) 広報啓発

①ひきこもり支援研修会

日 時 令和元年11月30日（土） 13:30～15:30
会 場 松江市民活動センター 交流ホール
参加者 108名（支援機関40名、一般参加68名）
内 容 講演「ひきこもるこころを理解する」
一般社団法人ひきこもりUX会議 代表理事 林恭子氏

②ひきこもり支援センターリーフレット「ひきこもりに悩んでいるご本人、ご家族の方へ」作成
6000部作成 ひきこもり支援の関係機関に配布

III 資 料

III 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 别	使 用 料 又 は 手 数 料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関する厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

令和2年4月1日現在

市町村名	課 名	電 話	FAX	管 内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
		0852-55-5304				
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-32-9008	中央	松江	松江
		0854-23-3216				
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

①市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和2年3月31日現在

		1級	2級	3級		4級		5級		6級		合計									
				18歳 未 満 65歳 以 上		18歳 未 満 65歳 以 上		18歳 未 満 65歳 以 上		18歳 未 満 65歳 以 上		18歳 未 満									
				18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満							
松江市	2,923	83	2,117	1,112	32	738	1,265	17	1,006	2,021	13	1,661	389	1	268	647	6	535	8,357	152	6,325
浜田市	828	9	665	375	5	284	486	3	411	706	4	591	187	1	160	218	1	182	2,800	23	2,293
出雲市	2,664	52	2,029	1,002	16	752	1,011	19	841	1,690	6	1,406	402	2	302	574	9	479	7,343	104	5,809
益田市	678	13	542	335	7	253	393	2	329	598	5	508	215	0	174	340	3	304	2,559	30	2,110
大田市	594	12	470	249	4	184	303	3	253	416	0	362	115	0	92	132	0	119	1,809	19	1,480
安来市	564	14	424	204	2	155	283	1	243	619	1	558	102	0	82	134	0	118	1,906	18	1,580
江津市	388	0	304	153	0	112	192	1	155	324	4	275	78	0	65	109	1	93	1,244	6	1,004
雲南省	663	10	527	232	5	164	312	4	274	552	3	496	94	0	80	189	2	151	2,042	24	1,692
奥出雲町	198	1	160	93	0	78	115	0	102	210	1	188	53	0	41	70	0	63	739	2	632
飯南町	115	1	90	33	1	28	54	1	45	102	1	90	27	0	25	22	0	21	353	4	299
川本町	68	2	54	40	0	29	34	0	33	57	0	51	20	0	18	20	0	16	239	2	201
美郷町	90	0	78	44	0	37	49	0	44	86	1	74	30	0	27	27	0	25	326	1	285
邑南町	166	2	134	91	0	78	120	0	100	168	0	150	50	1	43	65	0	55	660	3	560
津和野町	151	3	119	61	1	50	88	0	78	154	0	133	56	0	49	43	0	39	553	4	468
吉賀町	115	1	90	48	0	38	72	0	64	126	1	114	48	0	34	60	1	54	469	3	394
海士町	44	0	38	32	0	29	29	0	28	70	0	67	13	0	13	17	0	13	205	0	188
西ノ島町	48	0	40	24	0	19	40	0	39	61	0	57	22	1	17	23	0	22	218	1	194
知夫村	6	0	6	6	0	5	11	0	11	22	0	22	6	0	5	6	0	6	57	0	55
隱岐の島町	231	2	176	102	0	85	115	0	102	198	1	163	38	0	34	54	0	51	738	3	611
合 計	10,534	205	8,063	4,236	73	3,118	4,972	51	4,158	8,180	41	6,966	1,945	6	1,529	2,750	23	2,346	32,617	399	26,180
構成比	32.3%	51.4%	30.8%	13.0%	18.3%	11.9%	15.2%	12.8%	15.9%	25.1%	10.3%	26.6%	6.0%	1.5%	5.8%	8.4%	5.8%	9.0%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和2年3月31日現在

		視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・しゃべり機能障害		肢体不自由		内部障害		合計	
		18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上
松江市	556	4	387	955	31	754	105	0	69	4,323	93	3,172	2,418
浜田市	180	0	157	292	5	243	37	0	27	1,543	12	1,240	748
出雲市	594	6	482	791	18	638	102	0	58	3,663	56	2,878	2,193
益田市	164	1	138	386	8	336	23	0	16	1,411	12	1,151	575
大田市	147	1	118	190	2	162	27	0	15	928	11	749	517
安来市	105	1	86	312	1	289	21	0	14	943	15	747	525
江津市	85	0	78	147	3	126	19	1	10	662	2	512	331
雲南市	135	3	100	239	7	201	18	0	12	1,104	8	915	546
奥出雲町	53	0	43	93	1	84	4	0	2	416	1	352	173
飯南町	18	0	14	24	3	18	3	0	2	204	1	176	104
川本町	20	0	18	30	0	27	3	0	3	128	1	100	58
美郷町	28	0	26	36	0	34	1	0	1	179	0	149	82
邑南町	37	0	30	63	0	56	14	0	10	382	3	320	164
津和野町	32	0	29	56	0	52	5	0	3	307	4	247	153
吉賀町	36	0	27	65	0	56	7	0	5	254	3	213	107
海士町	18	0	18	18	0	15	2	0	2	132	0	122	35
西ノ島町	18	0	16	34	0	29	4	0	4	128	1	112	34
知夫村	2	0	1	8	0	8	1	0	1	34	0	33	12
隱岐の島町	66	0	63	78	0	70	15	0	10	366	2	297	213
合計	2,294	16	1,831	3,817	79	3,198	411	1	264	17,107	225	13,485	8,988
構成比		7.0%			11.7%			1.3%		52.4%			27.6%

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

令和2年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢 体 不 自 由		内 部 障 害		合 計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
松江市	556	264	292	955	383	572	105	70	35	4,323	1,801	2,522	2,418	1,288	1,130	8,357	3,806	4,551
浜田市	180	69	111	292	113	179	37	28	9	1,543	668	875	748	393	355	2,800	1,271	1,529
出雲市	594	264	330	791	342	449	102	67	35	3,663	1,666	1,997	2,193	1,262	931	7,343	3,601	3,742
益田市	164	63	101	386	146	240	23	16	7	1,411	605	806	575	312	263	2,559	1,142	1,417
大田市	147	66	81	190	80	110	27	21	6	928	407	521	517	277	240	1,809	851	958
安来市	105	45	60	312	134	178	21	15	6	943	412	531	525	281	244	1,906	887	1,019
江津市	85	35	50	147	61	86	19	16	3	662	270	392	331	177	154	1,244	559	685
雲南市	135	61	74	239	103	136	18	13	5	1,104	468	636	546	306	240	2,042	951	1,091
奥出雲町	53	21	32	93	36	57	4	4	0	416	161	255	173	109	64	739	331	408
飯南町	18	8	10	24	11	13	3	2	1	204	92	112	104	54	50	353	167	186
川本町	20	9	11	30	12	18	3	3	0	128	47	81	58	30	28	239	101	138
美郷町	28	11	17	36	13	23	1	1	0	179	81	98	82	46	36	326	152	174
邑南町	37	15	22	63	24	39	14	10	4	382	175	207	164	97	67	660	321	339
津和野町	32	10	22	56	17	39	5	4	1	307	129	178	153	78	75	553	238	315
吉賀町	36	19	17	65	28	37	7	5	2	254	103	151	107	58	49	469	213	256
海士町	18	10	8	18	10	8	2	2	0	132	48	84	35	21	14	205	91	114
西ノ島町	18	8	10	34	16	18	4	3	1	128	42	86	34	21	13	218	90	128
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	1	0	34	8	26	12	8	4	57	21	36
隱岐の島町	66	24	42	78	34	44	15	9	6	366	156	210	213	120	93	738	343	395
合 計	2,294	1,003	1,291	3,817	1,566	2,251	411	290	121	17,107	7,339	9,768	8,988	4,938	4,050	32,617	15,136	17,481

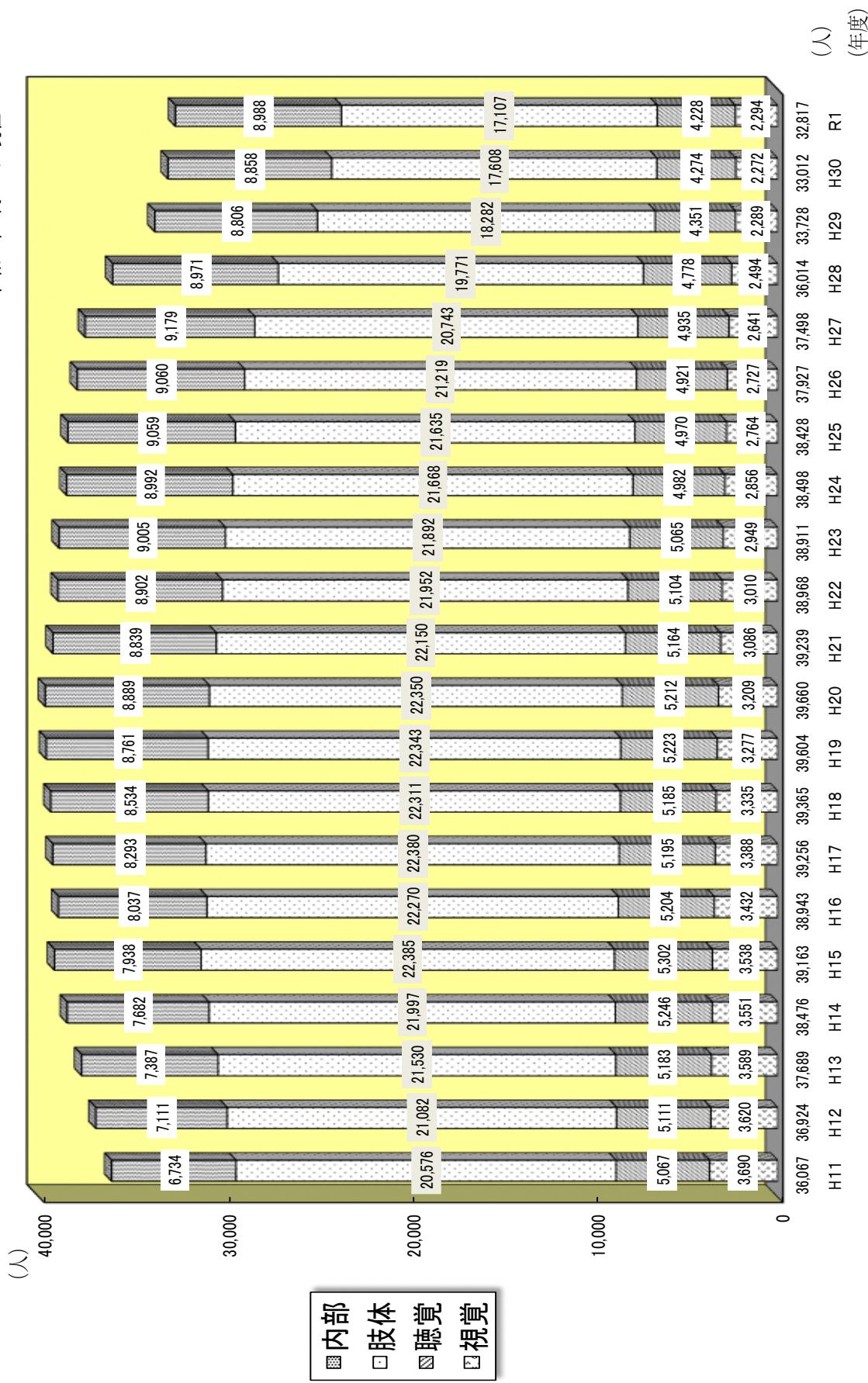
③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和2年3月31日現在

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計															
							18歳未満	65歳以上														
視覚機能障害	796	6	623	713	1	574	143	4	118	159	4	122	303	1	233	180	0	161	2,294	16	1,831	
聴覚・平機能障害	176	3	123	673	38	437	463	9	391	713	9	635	18	0	13	1,774	20	1,599	3,817	79	3,198	
聴覚	176	3	123	669	38	435	448	9	381	713	9	635	2	0	2	1,774	20	1,599	3,782	79	3,175	
平衡機能	0	0	0	4	0	2	15	0	10	0	0	0	16	0	11	0	0	0	0	0	23	
音声・言語・そしゃく機能障害	4	0	3	20	0	15	211	0	163	176	1	83	0	0	0	0	0	0	411	1	264	
肢体不自由	3,549	158	2,358	2,751	34	2,034	3,142	15	2,656	5,245	10	4,568	1,624	5	1,283	796	3	586	17,107	225	13,485	
上肢	1,717	39	1,278	1,289	12	978	632	6	417	597	4	462	473	3	398	328	2	247	5,036	66	3,780	
下肢	561	21	390	723	7	537	2,136	5	1,965	4,592	6	4,069	860	0	660	452	1	334	9,324	40	7,955	
体幹	1,098	61	687	710	11	517	362	2	271	48	0	37	281	1	225	10	0	5	2,509	75	1,742	
脳原生運動機能障害	173	37	3	29	4	2	12	2	3	8	0	0	10	1	0	6	0	0	0	238	44	8
上肢機能	134	28	3	20	2	2	11	2	3	7	0	0	8	1	0	3	0	0	0	183	33	8
移動機能	39	9	0	9	2	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	55	11	0
内 部 障 害	6,009	38	4,956	79	0	58	1,013	23	830	1,887	17	1,558	0	0	0	0	0	0	0	8,988	78	7,402
心臓機能障害	4,012	25	3,546	44	0	38	732	19	598	493	10	367	0	0	0	0	0	0	0	5,281	54	4,549
じん肺機能障害	1,833	2	1,306	9	0	8	59	0	49	19	0	14	0	0	0	0	0	0	0	1,920	2	1,377
呼吸器機能障害	108	4	81	7	0	5	149	0	136	81	0	75	0	0	0	0	0	0	0	345	4	297
ほつこつ・直腸機能障害	5	0	4	2	0	1	60	3	44	1,274	7	1,098	0	0	0	0	0	0	0	1,341	10	1,147
小腸機能障害	5	1	4	0	0	0	3	1	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	2	5
免疫機能障害	5	0	0	8	0	0	7	0	0	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	31	0	1
肝臓機能障害	41	6	15	9	0	6	3	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	55	6	26
合 計	10,534	205	8,063	4,236	73	3,118	4,972	51	4,158	8,180	41	6,966	1,945	6	1,529	2,750	23	2,346	32,617	399	26,180	

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

令和2年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳

①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県 計	17,444	1,583	4,429	1,583	7,595
松江保健所管内	6,737	542	1,723	575	2,840
松江市	5,814	453	1,466	488	2,407
安来市	923	89	257	87	433
雲南保健所管内	1,297	88	280	103	471
雲南市	894	58	175	69	302
奥出雲町	279	18	74	25	117
飯南町	124	12	31	9	52
出雲保健所管内	4,356	411	998	355	1,764
出雲市	4,356	411	998	355	1,764
県央保健所管内	1,113	136	416	121	673
大田市	719	94	287	68	449
川本町	77	13	23	8	44
美郷町	100	13	32	13	58
邑南町	217	16	74	32	122
浜田保健所管内	2,046	188	516	266	970
浜田市	1,380	132	367	177	676
江津市	666	56	149	89	294
益田保健所管内	1,425	151	374	137	662
益田市	1,085	122	286	105	513
津和野町	185	15	55	12	82
吉賀町	155	14	33	20	67
隱岐保健所管内	470	67	122	26	215
海士町	45	18	21	3	42
西ノ島町	57	12	18	5	35
知夫村	17	0	9	3	12
隱岐の島町	351	37	74	15	126

※令和元年度末に有効期間を有するものの数（令和2年6月30日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

令和2年3月31日現在

月	29年度		30年度		元年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	277	198	302	227	434	256
5月	300	150	347	176	277	138
6月	300	174	252	181	407	278
7月	274	177	317	195	219	164
8月	301	148	336	199	348	180
9月	251	146	296	196	336	219
10月	321	183	416	222	284	179
11月	280	158	319	188	375	198
12月	199	159	268	162	298	196
1月	354	177	300	188	347	211
2月	280	170	313	180	302	227
3月	296	176	350	242	399	213
計	3,433	2,016	3,816	2,356	4,026	2,459

※令和元年度末に有効期間を有するものの数（令和2年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別：男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

令和2年3月31日現在

区分	性別	0歳～5歳未満	5歳～10歳未満	10歳～15歳未満	15歳～20歳未満	20歳～25歳未満	25歳～30歳未満	30歳～35歳未満	35歳～40歳未満	40歳～45歳未満	45歳～50歳未満	50歳～55歳未満	55歳～60歳未満	60歳～65歳未満	65歳～70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		17	95	129	129	180	165	231	269	318	270	227	246	194	267	2,737
	女		4	27	130	158	199	242	251	304	343	262	250	207	196	504	3,077
	計	0	21	122	259	287	379	407	482	573	661	532	477	453	390	771	5,814
浜田市	男			2	33	23	31	43	60	59	77	53	55	59	53	89	637
	女		1	3	15	35	41	55	52	82	70	66	64	45	68	146	743
	計	0	1	5	48	58	72	98	112	141	147	119	119	104	121	235	1,380
出雲市	男		59	166	131	78	108	141	152	197	224	198	171	149	170	266	2,210
	女		15	62	74	130	116	155	179	194	224	200	140	155	159	343	2,146
	計	0	74	228	205	208	224	296	331	391	448	398	311	304	329	609	4,356
益田市	男		1	17	23	19	19	34	43	46	62	55	48	46	52	62	527
	女		1	4	21	19	25	46	47	57	66	33	47	48	40	104	558
	計	0	2	21	44	38	44	80	90	103	128	88	95	94	92	166	1,085
大田市	男		1	2	20	18	21	18	25	41	26	45	28	37	34	49	365
	女			2	13	17	13	23	26	45	28	28	30	28	32	69	354
	計	0	1	4	33	35	34	41	51	86	54	73	58	65	66	118	719
安来市	男			2	22	16	22	21	19	40	67	44	39	44	41	82	459
	女		1	3	17	15	35	24	32	53	58	38	50	33	31	74	464
	計	0	1	5	39	31	57	45	51	93	125	82	89	77	72	156	923
江津市	男	19	26	20	15	15	19	14	40	34	29	36	29	32	33	361	
	女	3	10	11	12	19	24	28	28	25	37	25	21	23	39	305	
	計	0	22	36	31	27	34	43	42	68	59	66	61	50	55	72	666
雲南市	男	1	3	23	11	22	26	28	44	38	39	36	36	39	70	416	
	女	1			20	22	18	35	43	41	43	37	31	38	50	99	478
	計	1	1	3	43	33	40	61	71	85	81	76	67	74	89	169	894
奥出雲町	男			9	6	5	8	11	8	8	15	8	11	22	17	128	
	女			6	7	13	13	14	13	6	15	12	12	15	25	151	
	計	0	0	0	15	13	18	21	25	21	14	30	20	23	37	42	279
飯南町	男			4	2	3	5	4	7	7	2	6	8	13	7	68	
	女			1			5	3	6	4	10	4	4	5	1	13	56
	計	0	0	0	5	2	8	8	10	11	17	6	10	13	14	20	124
川本町	男		1	3	3	1	5	4	1	4	1	3	7	3	8	44	
	女					1	4	1	3	2	6	3	5	4	4	33	
	計	0	0	1	3	3	2	9	5	4	6	7	6	12	7	12	77
美郷町	男				2		4	2	2	4	5	3	7	8	5	6	48
	女				1	1	5	4	2	6	6	5	2	6	3	11	52
	計	0	0	0	3	1	9	6	4	10	11	8	9	14	8	17	100
邑南町	男	1	1	3	3	6	5	7	14	11	13	16	12	9	8	109	
	女			4	2	2	3	6	12	20	12	10	10	8	19	108	
	計	0	1	1	7	5	8	8	13	26	31	25	26	22	17	27	217
津和野町	男			4	3	6	8	5	9	11	10	11	13	8	8	96	
	女			3	8	6	6	12	3	6	8	9	8	8	12	89	
	計	0	0	0	7	11	12	14	17	12	17	18	20	21	16	20	185
吉賀町	男		1		2	1	5	5	9	7	3	6	5	6	19	69	
	女			2	1	4		7	12	5	3	1	9	12	30	86	
	計	0	0	1	2	3	5	5	12	21	12	6	7	14	18	49	155
海士町	男			1			1	1	1	2	2	2	2	4	3	19	
	女				1		2		2	3	5	3	2	6	2	26	
	計	0	0	0	1	1	0	3	1	3	5	7	5	4	10	5	45
西ノ島町	男				1		2		2	2	2	4	4	5	3	3	24
	女				1	2			2	2	2	4	4	5	3	8	33
	計	0	0	0	1	3	0	2	3	4	5	8	6	8	6	11	57
知夫村	男		1			1		1	1			1	1		1	7	
	女					1					2	1	1	2	2	10	
	計	0	0	1	0	0	2	0	1	1	2	1	2	2	3	17	
隠岐の島町	男		2	4	1	3	8	8	15	11	15	20	28	27	43	185	
	女		1	2	4	4	10	4	14	9	16	11	13	27	51	166	
	計	0	0	3	6	7	18	12	29	20	31	31	41	54	94	351	
合 計	男	0	99	319	431	330	448	516	621	807	915	801	722	744	715	1,041	8,509
	女	1	25	112	321	434	507	649	712	875	928	780	697	651	688	1,555	8,935
	計	1	124	431	752	764	955	1,165	1,333	1,682	1,843	1,581	1,419	1,395	1,403	2,596	17,444

(注1) 令和元年度末に有効期間を有するものの数 (令和2年6月30日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	12	99	34	145	246	1,157	412	1,815	195	210	42	447	453	1,466	488	2,407	
安来市		12	7	19	40	193	73	306	49	52	7	108	89	257	87	433	
<松江圏域>	12	111	41	164	286	1,350	485	2,121	244	262	49	555	542	1,723	575	2,840	
雲南市		9	3	12	30	131	58	219	28	35	8	71	58	175	69	302	
奥出雲町		2	1	3	9	50	17	76	9	22	7	38	18	74	25	117	
飯南町		1		1	5	18	9	32	7	12		19	12	31	9	52	
<雲南圏域>		12	4	16	44	199	84	327	44	69	15	128	88	280	103	471	
出雲市	1	29	15	45	210	781	308	1,299	200	188	32	420	411	998	355	1,764	
<出雲圏域>	1	29	15	45	210	781	308	1,299	200	188	32	420	411	998	355	1,764	
大田市	1	6	3	10	44	203	56	303	49	78	9	136	94	287	68	449	
川本町	1	1	2	4	6	13	4	23	6	9	2	17	13	23	8	44	
美郷町		1	2	3	5	22	8	35	8	9	3	20	13	32	13	58	
邑南町			1	1	11	58	28	97	5	16	3	24	16	74	32	122	
<大田圏域>	2	8	8	18	66	296	96	458	68	112	17	197	136	416	121	673	
浜田市	1	8	17	26	53	265	133	451	78	94	27	199	132	367	177	676	
江津市		3	9	12	21	106	68	195	35	40	12	87	56	149	89	294	
<浜田圏域>	1	11	26	38	74	371	201	646	113	134	39	286	188	516	266	970	
益田市		8	7	15	62	228	92	382	60	50	6	116	122	286	105	513	
津和野町		1		1	12	44	10	66	3	10	2	15	15	55	12	82	
吉賀町					7	23	16	46	7	10	4	21	14	33	20	67	
<益田圏域>		9	7	16	81	295	118	494	70	70	12	152	151	374	137	662	
海士町					8	13	3	24	10	8		18	18	21	3	42	
西ノ島町					5	14	4	23	7	4	1	12	12	18	5	35	
知夫村						8	1	9		1	2	3		9	3	12	
隠岐の島町		2	1	3	20	51	13	84	17	21	1	39	37	74	15	126	
<隠岐圏域>		2	1	3	33	86	21	140	34	34	4	72	67	122	26	215	
県合計	16	182	102	300	794	3,378	1,313	5,485	773	869	168	1,810	1,583	4,429	1,583	7,595	

※令和元年度末に有効期間を有するものの数（令和2年6月30日作成）

(3) 療育手帳

①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

令和2年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	147	245	392	511	1,001	1,512	189	154	343	2,247	
安来市	21	47	68	118	196	314	39	23	62	444	
<松江圏域>	168	292	460	629	1,197	1,826	228	177	405	2,691	
雲南市	6	37	43	107	225	332	57	43	100	475	
奥出雲町	2	8	10	33	52	85	21	6	27	122	
飯南町	3	4	7	10	34	44	10	6	16	67	
<雲南圏域>	11	49	60	150	311	461	88	55	143	664	
出雲市	82	166	248	420	784	1,204	142	93	235	1,687	
<出雲圏域>	82	166	248	420	784	1,204	142	93	235	1,687	
大田市	18	36	54	120	184	304	58	28	86	444	
川本町	3	7	10	13	23	36	2	6	8	54	
美郷町	1	8	9	23	29	52	13	3	16	77	
邑南町	2	7	9	36	75	111	29	11	40	160	
<大田圏域>	24	58	82	192	311	503	102	48	150	735	
浜田市	18	67	85	160	345	505	62	41	103	693	
江津市	11	35	46	104	131	235	33	18	51	332	
<浜田圏域>	29	102	131	264	476	740	95	59	154	1,025	
益田市	26	42	68	136	239	375	66	45	111	554	
津和野町	5	7	12	9	55	64	8	8	16	92	
吉賀町	3	12	15	26	43	69	9	1	10	94	
<益田圏域>	34	61	95	171	337	508	83	54	137	740	
海士町	0	2	2	7	18	25	4	1	5	32	
西ノ島町	0	3	3	9	13	22	3	6	9	34	
知夫村	0	0	0	2	2	4	0	1	1	5	
隠岐の島町	7	15	22	50	96	146	16	22	38	206	
<隠岐圏域>	7	20	27	68	129	197	23	30	53	277	
県合計	355	748	1,103	1,894	3,545	5,439	761	516	1,277	7,819	

② 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容								判定内容				判定書交付件数							
		施設	職親委託	職業	医療保健	生활	教育	療育手帳	その他	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他の判定	計			
平成27年度	来所	427	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	443	5	234	176	415	
	巡回	467	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	465	0	463	1	464	
	計	894	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	908	5	697	177	879	
平成28年度	来所	320	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	348	0	138	162	300	
	巡回	151	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	0	151	0	0	151	0	150	1	151
	計	471	0	0	1	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	499	0	288	163	451	
平成29年度	来所	251	0	0	1	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	262	0	96	135	231	
	巡回	116	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	120	0	113	3	116	
	計	367	0	0	1	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	382	0	209	138	347	
平成30年度	来所	286	0	0	1	0	1	0	145	150	297	33	284	0	1	318	0	127	161	288	
	巡回	105	0	0	0	0	0	0	105	3	108	1	108	0	0	109	0	102	6	108	
	計	391	0	0	1	0	1	0	250	153	405	34	392	0	1	427	0	229	167	396	
令和元年度	来所	275	0	0	0	0	0	0	119	176	295	18	249	0	1	268	0	97	151	248	
	巡回	119	0	0	0	0	0	0	114	5	119	7	115	0	0	122	0	113	6	119	
計	394	0	0	0	0	0	0	0	233	181	414	25	364	0	1	390	0	210	157	367	

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

令和2年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
7	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町103-1	0856-22-1480	22-3991
8	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
9	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
10	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
11	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
12	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
13	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
14	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
15	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
16	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
17	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
18	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
19	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(2)令和元年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由									そしやく・音声・言語	内部障害			計				
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症		眼疾患	耳疾患	腎臓	心臓	肝臓	免疫機能		
義肢一殻構造一上肢					6												6	
義肢一殻構造一下肢						8											8	
義肢一骨格構造一上肢					1												1	
義肢一骨格構造一下肢						20				3							23	
装具一上肢	1			1													2	
装具一下肢	103	11						3	4	18							139	
装具一体幹			1							3							4	
電動車椅子	1	4	6	2					1	4							18	
車椅子	8	26	2	4						16							56	
意思伝達装置		1	3														4	
座位保持装置		19						1		2							22	
補聴器(ポケット型)											13						13	
補聴器(耳掛け型)											210						210	
補聴器(耳あな型)											5						5	
補聴器(FM型)																	0	
補聴器(骨導式)																	0	
特例補装具									2	8							10	
不適					1												1	
小計	113	61	12	7	8	28	0	4	5	48	0	236	0	0	0	0	522	
更生医療一腎臓													324				324	
更生医療一心臓													189				189	
更生医療一肝臓													7				7	
更生医療一肢体不自由							2		10								12	
更生医療一眼疾患																	0	
更生医療一耳・口腔疾患											1	12					13	
更生医療一免疫機能																	12	
不適																	0	
小計	0	0	0	0	0	0	2	0	10	0	0	1	12	324	189	7	12	557
計	113	61	12	7	8	28	2	4	15	48	0	237	12	324	189	7	12	1079

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は3件(全て意思伝達装置)。

(3) 令和元年度市町村別判定状況

区分	補 装 具										更 生 医 療										合 計		
	肢 体 不 自 由					補聴器					心 臓					耳 · 口 疾 患							
	義 肢	義 肢	骨格構造 上 下	骨格構造 上 下	肢 体	車椅子	電動車椅子	耳 かけ型	耳 あな型	F M型	腎臓	心 臓	肝 臓	眼 疾 患	耳 · 口 疾 患	免疫機能	不 適						
松江市	5	1	6	1	28	3	8	22	7	8	63	1			5	57	12	2	4	1	235		
浜田市			2		4		3	2	1	20	1			1	33	37		2			106		
出雲市	1	1	1	1	40		2	9	7	3	35	3		1	1	2	93	43	5	5	7	261	
益田市	2				21	1	1	1	1	31							24	29	1	1	1	113	
大田市			5		6			5	1	6							22	11				56	
安来市			3		12		1	5	2	18							23	13				77	
江津市			1					3	1	6							1	16	5			34	
雲南市	3		2		11		1	5	1	7							20	10			1	62	
奥出雲町					6			1		5							13					25	
飯南町					4		1	1	1								1	3	2		1	14	
川本町					1				1								1		2			3	
美郷町												4					5	3				13	
邑南町													6				5	14				19	
津和野町																	3	7				18	
吉賀町																	5			2		21	
隱岐の島町																							
海士町																					0		
西ノ島町																	3				1	5	
知夫村																					0		
その他																					12	14	
計	6	8	1	21	2	141	4	18	56	22	13	210	5	0	4	1	10	324	189	7	12	0	1,079

